

# 学 則

埼玉医科大学

# 埼玉医科大学学則

(昭和47年2月16日制定)

改正	昭和51年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和57年4月1日	昭和60年4月1日
	昭和61年4月1日	平成元年4月1日
	平成2年4月1日	平成3年4月1日
	平成3年9月27日	平成3年12月1日
	平成4年4月1日	平成6年4月1日
	平成7年4月1日	平成8年4月1日
	平成9年4月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	平成13年4月1日	平成14年4月1日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年4月1日	平成21年4月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成27年11月28日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	

## 目次

第1章	目的、使命、教育研究上の目的及び自己点検・評価(第1条—第1条の3)
第2章	学部学科、修業年限及び収容定員(第2条—第5条)
第3章	学年度、学期及び休業日(第6条—第9条)
第4章	学科目及び教育課程(第10条・第11条)
第5章	課程修了の認定等(第12条—第13条の5)
第6章	進級、卒業及び学位の授与(第14条—第16条)
第7章	入学(第17条—第21条の2)
第8章	休学、転学及び退学等(第22条—第26条)
第9章	除籍及び賞罰(第27条—第30条)
第10章	学費(第31条—第33条)
第11章	職員組織(第34条)
第12章	教授会等(第35条・第36条)
第13章	委託学生、専攻生及び外国人学生(第37条—第39条)
第14章	大学院(第40条)
第15章	附属施設(第41条)
別表第1	医学部の1年次から4年次において開設するコース・ユニット並びに、履修すべき時間数及び単位数
別表第2	医学部の5年次から6年次において開設する科目及び履修すべき時間数
別表第3	保健医療学部において開設する科目及び履修すべき単位数

## 第1章 目的、使命、教育研究上の目的及び自己点検・評価

### (目的及び使命)

第1条 埼玉医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、かつ、私学の特性を生かして専門的な知識と技能及び高い倫理性を身につけた実地臨床医家並びに保健医療技術者を育成することを目的とし、更に進んで新しい医学及び関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与することによって、広く人類の健康と福祉に貢献することを使命とする。

### (教育研究上の目的)

第1条の2 本学の学部、学科の教育研究上の目的は別に定める。

### (自己点検・評価及び認証評価機関による評価)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するために、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施、結果の公表等については、別に定める。

## 第2章 学部学科、修業年限及び収容定員

### (学部・学科)

第2条 本学に次の学部・学科を置く。

医学部・医学科

保健医療学部・看護学科

臨床検査学科

医用生体工学科

理学療法学科

### (修業年限)

第3条 医学部の修業年限は6年とし、保健医療学部の修業年限は4年とする。

### (在学年限)

第4条 在学年限は、前条の修業年限の2倍を超えることができない。

2 同一学年次に、2年を超えて在学することはできない。

### (収容定員)

第5条 収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
医学部	医学科	128名		768名
保健医療学部	看護学科	80名	10名	340名
	臨床検査学科	70名		280名
	医用生体工学科	40名		160名
	理学療法学科	50名		200名

## 第3章 学年度、学期及び休業日

### (学年度)

第6条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第7条 学年度を分けて次の学期とする。

区分	学期	期間	
医学部	第1学期	4月1日から	8月31日まで
	第2学期	9月1日から	12月31日まで
	第3学期	1月1日から	3月31日まで

区 分	学 期	期 間
保健医療学部	前 期	4月1日から 9月30日まで
	後 期	10月1日から 翌年3月31日まで

### (1年間の授業期間)

**第8条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

### (休業日)

**第9条** 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 大学創立記念日 5月4日
- (4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要により前項各号の休業日を変更し、あるいは臨時に休業日を設け又は休業日に授業を行うことができる。

## 第4章 学科目及び教育課程

### (時間数及び単位数)

**第10条** 医学部の1年次から4年次において開設するコース・ユニット及び履修すべき時間数並びに単位数は、別表第1のとおりとする。

2 医学部の5年次から6年次において開設するコース・ユニット及び履修すべき時間数は、別表第2のとおりとする。

3 保健医療学部において開設する科目及び履修すべき単位数は、別表第3のとおりとする。

### (開設講座等)

**第11条** 本学の目的使命を達成するために、医学部に基本学科を設ける。

- 2 基本学科については別に定める。
- 3 保健医療学部については別に定める。

## 第5章 課程修了の認定等

### (試験)

**第12条** 各授業科目の履修が修了したときは試験を行う。

2 試験は口答又は筆答により行う。ただし、科目の性質により、あらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。

3 成績の評価は、A、B、C、Dをもって表し、A、B及びCを合格とする。Dは不合格とする。

4 前項の評価基準は別に定める。

### (単位の計算)

**第13条** 各授業科目の単位は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業を1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業を1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験(若しくは実習又は実技)が同じ授業科目の中で併用して行われる場合には、前各号により各学部において定める1単位あたりの時間数で45時間を除した数値を講義はa、演習はb、実験等はcとし、講義、演習、実験等の授業時間数をそれぞれx、y、zとして、該当する授業の方法に当てはめた次の計算式で算定した数値の合計が45をもって、1単位とする。 $ax + by + cz = 45$

(4) 前各号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究については、これらに必要な学習の成果を考慮して単位数を定める。

**(他学部の授業科目の履修等)**

**第13条の2** 学生は他の学部の授業科目を履修又は聴講することができる。ただし、所属学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。

**(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)**

**第13条の3** 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

**(大学以外の教育施設等における学修)**

**第13条の4** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

**(入学前の既修得単位等の認定)**

**第13条の5** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)、高等専門学校又は専修学校の専門課程(別に定めるところにより大学教育に相当する水準を有するものに限る。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第13条の3第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## **第6章 進級、卒業及び学位の授与**

### **(進級)**

**第14条** 進級の認定は、学年末に教授会の意見を聴いて学長がこれを行う。進級に係る評価基準、評価方法は別に定める。

### **(卒業)**

**第15条** 医学部にあつては6年以上、保健医療学部にあつては4年以上在学し、所定の課程を修了した者には、卒業と認定し卒業証書・学位記を授与する。卒業に係る評価基準、評価方法は別に定める。

### **(学位)**

**第16条** 本学を卒業した者には、別に定めるところにより学位を授与する。

## **第7章 入学**

### **(入学の時期)**

**第17条** 入学の時期は、学年度の始めとする。

### **(入学資格)**

**第18条** 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

#### (入学試験)

**第19条** 入学を志願する者は、医学部にあっては60,000円、保健医療学部にあつては35,000円の入学検定料を添えて、所定の入学願書及び必要書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学者の選抜時期、選抜方法等は、別に定める。

#### (入学手続)

**第20条** 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金その他の学納金を添えて、誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する手続きをとらない者は、入学の許可を取り消すことがある。

#### (編入学)

**第21条** 定員内において編入学を公募することがある。なお、編入学を希望する者は、次の各号の一に該当する者に限り、審査のうえ入学を許可することができる。

- (1) 編入学学年以前に履修すべき科目及び時間数に相当する課程を、国内外において修了した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者

#### (保健医療学部看護学科の第3年次編入学)

**第21条の2** 前条の規定にかかわらず、保健医療学部看護学科への第3年次編入学を希望する者で、次の各号のいずれかに該当する者は、審査のうえ入学を許可することができる。

- (1) 短期大学の看護学科を卒業した者
- (2) 専修学校の看護系の専門課程（就業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (3) 大学を卒業し、看護に関する所定の単位を修得した者
- (4) 看護系の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (5) 高等学校の看護系専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

## 第8章 休学、転学及び退学等

### (休学)

**第22条** 疾病その他やむを得ない事由のため、3箇月以上修学できないときは、学長に願い出て休学することができる。この場合、その事由が病気である場合には、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は、その学年度を超えることはできない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、更に翌学年度内に限り延長することができる。

3 休学の期間は、通算3学年度を超えることはできない。

4 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。

5 休学の期間中は、第3条の修業年限及び第4条の在学年限に算入しない。

(復学)

**第23条** 休学の期間中であっても、その事由が消滅した時は、学長に願い出て復学することができる。休学の事由が病気であった場合には、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

**第24条** 本学から他の大学に転学しようとする者が、事由書を添えて願い出た場合には、学長は教授会の意見を聴いて許可をすることができる。

(転部、転科、転入学)

**第24条の2** 本学の他の学部に転部又は保健医療学部の他の学科に転科を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に転部又は転科を許可することがある。

2 他の大学の学生で、本学の保健医療学部に転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に転入学を許可することがある。

(退学)

**第25条** 疾病その他の事由により、退学しようとする者は、保証人連署の上学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、退学の事由が疾病によるときは、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

(再入学)

**第26条** 前条の規定により退学した者で、その後2年以内に退学の事由が消滅し、再び入学を願い出る者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、相当学年次に再入学を認めることができる。再入学に関する内規は別に定める。

2 再入学を許可された者の納入する授業料等は、同学年次者と同額とする。

3 再入学者の在学年限は、再入学した学年次から最終学年次までの修業年限の2倍を超えることはできない。また同一学年次に、2年を超えて在学することはできない。

4 再入学者の休学できる期間は、その者の再入学以前の在籍した期間における休学を含めて、通算3学年度を超えることはできない。ただし、再入学以前の在籍期間内において休学した期間がある場合は、教授会においてその者の諸般の事情を勘案し、更に1学年度を限度として期間の延長を認めることがある。

## 第9章 除籍及び賞罰

(除籍)

**第27条** 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 故なくして3箇月以上授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (3) 死亡した者
- (4) 行方不明の届出のあった者

(表彰)

**第28条** 学業その他が特にすぐれた他の学生の範となる者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、適当な方法でこれを表彰することがある。

(懲戒)

**第29条** 本学の教育方針に違背し、又は学生の本分にもとる行為のある者については、学長は教授会の意見を聴いて、これを懲戒することができる。

2 懲戒はその軽重に応じ、けん責、停学及び退学とする。

(退学の要件)

**第30条** 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に行うことができるものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第10章 学費

### (学費)

第31条 入学金、授業料等は、次のとおりとする。

種 別	医 学 部	保健医療学部
入学金(入学時のみ)	2,000,000 円	300,000 円
授業料(年額)	2,750,000 円	1,000,000 円
実験実習費(年額)(第1学年次)	1,000,000 円	200,000 円
実験実習費(年額)(第2学年次以降)	1,000,000 円	300,000 円
施設設備費(年額)	1,500,000 円	300,000 円
医学教育充実特別学納金(入学時のみ)	1,000,000 円	—
教育充実費(年額)(第2学年次以降)	500,000 円	—

### (学費の納入)

第32条 授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、願い出により2期に分納することができる。

- 2 授業料は、休学又は停学中であっても徴収する。ただし、事情により減免することがある。
- 3 退学、除籍又は懲戒退学の場合における授業料等は、その納期に属する分はこれを徴収する。
- 4 授業料等を所定の期日までに納入しないときは、授業への出席、定期試験の受験、図書の間覧、その他施設の利用を認めない。
- 5 入学金、授業料その他の既納の学費は還付しない。但し、入学時の学費については、所定の期日までに申し出た場合には入学金以外のものは返還する。
- 6 学費の納入の時期その他の細目については、別に定める。

### (学費の減免)

第33条 学長は、教授会の意見を聴いて、学業成績、人物共に優れた学生に対し、特別待遇奨学生(特待生)として学費を一部減免することができる。

- 2 学費の減免に関する事項は、別に定める。

## 第11章 職員組織

### (職員組織)

第34条 本学の目的を達成するために、次の職員を置く。

学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及び補助職員

なお、必要に応じてこれ以外の職員を置くことができる。

- 2 教職員は、専任及び兼任に区分する。
- 3 教職員の定員、資格、勤務等に関しては、別に定める。

## 第12章 教授会等

### (教授会等)

第35条 各学部に教授会を置き、学部長が招集し、その議長となる。

- 2 本学に教授総会を置き、学長が招集し、その議長となる。
- 3 教授会並びに教授総会の構成員及び運営に関する事項は、別に定める。

### (審議事項等)

第36条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの



- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### **第 13 章 委託学生、専攻生及び外国人学生**

#### **(委託学生)**

**第 37 条** 公共又は民間の諸機関から委託学生の受け入れについて申入れがあったときは、公募によることなく、受け入れることができる。

- 2 委託学生については、この条に定めるもののほか、本学則を準用する。

#### **(専攻生)**

**第 38 条** 専門科目につき研鑽を志望する者があるときは、教育研究上支障のない場合に限り、専攻生としてこれを許可することがある。

- 2 専攻生に関する規定は、別に定める。

#### **(外国人学生)**

**第 39 条** 外国人であって、本学学生としての教育を受けることを希望する者があるときは、外国人学生として入学させることができる。

- 2 外国人学生の入学者選抜に関しては、第 18 条の規定を準用し、かつ、日本語の能力に関する試験を加える。

### **第 14 章 大学院**

#### **(大学院)**

**第 40 条** 本学に大学院を置く。

- 2 大学院については、別に定める。

### **第 15 章 附属施設**

#### **(附属施設)**

**第 41 条** 本学に附属図書館、大学病院、総合医療センター、国際医療センター、ゲノム医学研究センターその他必要な施設を置く。これらに関する規定は、別に定める。

### **附 則**

- 1 この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を改正しようとするときは、3 分の 2 以上が出席した教授会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

#### **附 則(昭和 51 年 4 月 1 日)**

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則(昭和 53 年 4 月 1 日)**

- 1 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 53 年 3 月 31 日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第 33 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### **附 則(昭和 57 年 4 月 1 日)**

- 1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年 3 月 31 日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第 34 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### **附 則(昭和 60 年 4 月 1 日)**

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 60 年 3 月 31 日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第 34 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則(昭和 61 年 4 月 1 日)**

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 2 項、第 23 条第 3 項及び第 29 条については、昭和 61 年度入学者から適用する。

**附 則(平成元年 4 月 1 日)**

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成元年度入学生については、改正後の規定にかかわらず、前年度の 3 月 31 日までに納入した入学金については、なお、従前の額による。

**附 則(平成 2 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 3 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 3 年 9 月 27 日)**

この学則は、平成 3 年 9 月 27 日から施行する。

**附 則(平成 3 年 12 月 1 日)**

この学則は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 4 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 6 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 7 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 8 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 9 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 10 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 10 年 3 月 31 日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第 33 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則(平成 11 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 12 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 13 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 14 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 16 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 17 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 18 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 19 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 20 年 4 月 1 日)**

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 20 年 5 月 24 日)**

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 20 年 9 月 10 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 21 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 22 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 23 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 24 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 25 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 26 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**(平成 27 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(埼玉医科大学保健医療学部健康医療科学科の経過措置)

埼玉医科大学保健医療学部健康医療科学科は、改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**(平成 27 年 11 月 28 日)

この学則は、平成 27 年 11 月 28 日から施行する。

**附 則**(平成 28 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 28 年 5 月 28 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 28 年 9 月 3 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 29 年 3 月 25 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 10 条関係)

1 年次から 4 年次において開設するコース・ユニット及び履修すべき時間数 (単位数)

コース	ユニット	1 年	2 年	3 年	4 年	履修すべき時間数
医科学への道すじ	医科学入門	30(1)				82.5
	科学的思考と表現	15(1)				
	自然科学の基礎	15(1)				
	医科学の探索	22.5(1.5)				
細胞生物学	細胞生物学 1	38				128
	細胞生物学 2	30				
	細胞生物学 3	30				
	細胞生物学実習	30				
人体の構造と機能 1	人体の構造と機能 1-1	19				552
	人体の構造と機能 1-2	30				
	人体の構造と機能 1-3	33				
人体の構造と機能 2	エネルギー系		125			552
	調節系		70			
	情報系		90			
	構造系実習		75			
	物質系実習		30			
	機能系実習 1		15			
	機能系実習 2		65			
人体の基礎科学	人体の基礎科学 1	78(4)				154
	人体の基礎科学 2	76(4)				
良医への道	行動科学と医療倫理	15(1)	15(1)			735
	キャリアデザイン	7.5(0.5)	7.5(0.5)			
	社会医学	15(1)	15(1)			
	医学概論			15(1)	15(1)	
	臨床推論	22.5(1.5)	15(1)	15(1)	82.5(5.5)	
	臨床入門	45(1.5)	45(1.5)	75(2.5)	120(5.5)	
	医学英語 1	30(2)				
	医学英語 2	22.5(1.5)				
	医学英語 3	30(2)				
	医学英語		30(2)	15(1)	15(1)	
	選択必修 ※	37.5(2.5)	30(2)			

コース	ユニット	1年	2年	3年	4年	履修すべき時間数
病気の基礎	病理総論		38			208
	薬理総論		35			
	生体防御総論		7.5			
	感染			82		
	免疫			38		
	疫学			7.5		
ヒトの病気	診療の基本			45		798
	呼吸器			60		
	循環器			60		
	消化器			75		
	血液			45		
	腎・泌尿器			45		
	生殖器			38		
	内分泌・代謝			45		
	神経				68	
	感覚器				53	
	皮膚・運動器				53	
	感染				23	
	免疫				30	
	腫瘍				15	
	画像				15	
	母体・胎児・新生児				30	
	小児				15	
	精神				30	
救急・麻酔				53		
社会と医学	疾病の予防と対策				22.5	132
	地域社会と健康				37.5	
	社会医学実習				45	
	異状死の診断				27	
合計		671.5	708	660.5	749.5	2789.5

※1年次は2サブユニット37.5時間(2.5単位)、2年次は2サブユニット30時間(2単位)を履修する。

別表第2（第10条関係）

5年次から6年次において開設するコース・ユニット及び履修すべき時間数

コース	ユニット	5年	6年	履修すべき時間数
臨床実習1	血液内科	35		1450
	心臓内科・外科	70		
	呼吸器内科	70		
	リウマチ・膠原病内科	35		
	消化器内科	70		
	内分泌・糖尿病内科	35		
	神経内科	70		
	腎臓内科	35		
	総合診療内科（感染症科含む）	35		
	神経精神科	35		
	小児科	70		
	一般外科	70		
	脳神経外科	35		
	呼吸器外科	35		
	整形・形成外科	35		
	皮膚科	35		
	泌尿器科	35		
	眼科	35		
	耳鼻咽喉科	35		
	産婦人科	70		
	放射線科	35		
	麻酔科	35		
	救急	35		
	検査・病理・輸血	35		
※選択科	35			
特別演習	50			
クリニカル・クラークシップ1	140			
クリニカル・クラークシップ2	140			
臨床実習2	advancedクリニカル・クラークシップ1		140	280
	advancedクリニカル・クラークシップ2		140	
総合学習	総合学習A		133	360
	総合学習B		113	
	総合学習C		69	
	達成度評価		45	
合計		1450	640	2090

※選択科

消化器外科、肝胆膵外科・小児外科、小児外科、血管外科、乳腺腫瘍科、頭頸部腫瘍科、リハビリテーション科、精神腫瘍科・緩和医療科より、1科を選択する。

別表第3（第10条関係）平成24年度以降の入学生に適用

保健医療学部 看護学科

◎印の科目は必修科目

○印の科目は選択必修科目

（共通）は保健師教育課程との共通科目

卒業要件124単位

		授業科目の名称	単位数	備考	
授業科目の概要	生活している人間の理解	人文科学系	哲学	2	必修2単位含む 6単位以上
			文学	2	
			法学	2	
			生命倫理	1	
			心理学	2	
			◎発達心理学	2	
		社会科学系	社会学	2	3単位以上
			教育学	2	
			文化人類学	1	
			カウンセリング論	1	
			ジェンダー学	1	
		自然科学系	人体の科学	1	必修1単位含む 3単位以上
	人間工学		1		
	スポーツ科学		2		
	◎情報リテラシー		1		
	外国語	英語Ⅰ	1	必修2単位含む 3単位以上	
◎英語Ⅱ		1			
◎英語Ⅲ		1			
ドイツ語		1			
看護師教育課程 看護の対象としての人間の理解	医療と人間	◎看護倫理	1	5単位必修	
		◎病むことの心理	1		
		◎看護におけるコミュニケーション論	1		
		◎医療の基本Ⅰ	1		
		◎医療の基本Ⅱ	1		
	人体の成り立ちと回復の促進	◎人体の構造と機能Ⅰ	1	必修15単位 含む16単位以上	
		◎人体の構造と機能Ⅱ	2		
		◎人体の構造と機能Ⅲ	2		
		◎食物・栄養学Ⅰ	1		
		◎食物・栄養学Ⅱ	1		
		◎疾病の成り立ちⅠ	2		
		◎疾病の成り立ちⅡ	1		
		◎疾病の成り立ちⅢ	2		
		◎病原微生物学	1		
◎免疫学	1				
社会健康支援と保障制度	◎薬理学	2	必修5単位含む 7単位以上		
	放射線医学概論	1			
	環境論	1			
	◎生活と健康（共通）	1			
	◎社会福祉論（共通）	1			
	◎公衆衛生学	1			
	◎看護関係法規	1			
◎看護政策論（共通）	1				
医療経済学	1				
保健医療行政論（共通）	1				
の健康統計と疫学	◎保健統計学（共通）	1	必修1単位含む 2単位以上		
	◎疫学（共通）	1			
	◎疫学（共通）	2			

		授業科目の名称	単位数	備考		
授業科目の概要	看護師教育課程	看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	(専門分野Ⅰ) 基礎看護学	◎看護学概論Ⅰ (看護の基本的概念)	2	13単位必修
				◎看護学概論Ⅱ (看護・看護学の成り立ち)	1	
				◎看護技術論	1	
				◎基礎看護技術Ⅰ (活動・休息の援助技術)	1	
				◎基礎看護技術Ⅱ (健康状態の観察技術)	1	
				◎基礎看護技術Ⅲ (清潔・衣生活の援助技術)	1	
				◎基礎看護技術Ⅳ (食事・排泄の援助技術)	1	
				◎基礎看護技術Ⅴ (検査・治療における援助技術)	1	
				◎看護方法演習	1	
				◎基礎看護学実習Ⅰ	1	
			◎基礎看護学実習Ⅱ	2		
			臨床看護学 (専門分野Ⅱ)	◎成人看護学概論	2	38単位必修
				◎成人看護学方法論Ⅰ (慢性期の看護)	1	
				◎成人看護学方法論Ⅱ (急性期の看護)	1	
				◎成人看護学方法論Ⅲ (がん看護)	1	
				◎成人看護学方法論Ⅳ (成人看護技術)	1	
				◎老年看護学概論	2	
				◎老年看護学活動論	2	
				◎小児看護学概論	2	
				◎小児看護学活動論	2	
				◎母性看護学概論	2	
				◎母性看護学活動論	2	
				◎精神看護学概論	2	
				◎精神看護学活動論	2	
				◎成人看護学実習Ⅰ	3	
				◎成人看護学実習Ⅱ	3	
				◎老年看護学実習Ⅰ	1	
				◎老年看護学実習Ⅱ	3	
				◎小児看護学実習	2	
			◎母性看護学実習	2		
			◎精神看護学実習	2		
			実践応用の看護学 (統合分野)	◎在宅看護学概論	2	必修14単位含む 15単位以上
				◎在宅看護学活動論	2	
				公衆衛生看護学概論 (共通)	2	
				学校看護論 (共通)	1	
				産業看護論 (共通)	1	
◎看護のマネジメントと安全管理	2					
◎家族看護学 (共通)	1					
◎災害看護学	1					
◎国際看護論	2					
◎在宅看護学実習	2					
◎実践応用の看護学実習	2					



		授業科目の名称	単位数	備考
授業科目の概要	看護師教育課程	◎感染看護学 ◎看護過程論 パリアティブケア論 クリティカルケア論 救命救急論 ◎リハビリテーション看護 生殖医療と看護 ◎看護研究概論 ◎看護研究セミナー 公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ（共通） 公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ（共通） 公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ（共通） 公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ（共通） 健康教育論Ⅰ（共通） 健康教育論Ⅱ（共通） 地域診断論Ⅰ（共通） 地域診断論Ⅱ（共通） 公衆衛生看護管理論（共通）	1 1 1 1 1 1 1 2 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	必修8単位含む 13単位以上
	保健師教育課程	公衆衛生看護学概論 ◎生活と健康 ◎家族看護学 ◎学校看護論 ◎産業看護論 ◎公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ ◎公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ ◎公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ ◎公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ ◎健康教育論Ⅰ ◎健康教育論Ⅱ ◎地域診断論Ⅰ ◎地域診断論Ⅱ 公衆衛生看護管理論 ◎疫学 ◎保健統計学 ◎医療情報学 ◎社会福祉論 ◎保健医療行政論 ◎看護政策論 ◎公衆衛生看護学実習	2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 5	保健師課程を選択する者は、保健師教育課程のすべての科目を履修すること

別表第3（第10条関係）平成29年度以降の入学生に適用

保健医療学部 看護学科 ◎印の科目は必修科目 ○印の科目は選択必修科目

（共通）は保健師教育課程との共通科目

卒業要件 125 単位

		授業科目の名称	単位数	備考	
授業科目の概要	生活している人間の理解	人文科学系	哲学	2	必修2単位含む 6単位以上
			文学	2	
			法学	2	
			日本国憲法	2	
			心理学	2	
			◎発達心理学	2	
		社会科学系	社会学	2	3単位以上
			教育学	2	
			文化人類学	1	
			カウンセリング論 ジェンダー学	1	
	自然科学系	人体の科学	1	必修2単位含む 3単位以上	
		人間工学	1		
		スポーツ科学	2		
		体育実技	2		
		◎情報リテラシー	2		
	外国語	◎英語Ⅰ	1	必修2単位含む 3単位以上	
◎英語Ⅱ		1			
英語Ⅲ		1			
ドイツ語		1			
看護師教育課程 看護の対象としての人間の理解	医療と人間	◎看護倫理	1	6単位必修	
		◎病むことの心理	1		
		◎看護におけるコミュニケーション論	1		
		◎医療の基本Ⅰ	1		
		◎医療の基本Ⅱ	1		
		◎看護学生のためのリテラシー	1		
	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	◎人体の構造と機能Ⅰ	1	必修16単位 含む16単位以上	
		◎人体の構造と機能Ⅱ	2		
		◎人体の構造と機能Ⅲ	2		
		◎食物・栄養学Ⅰ	1		
		◎食物・栄養学Ⅱ	1		
		◎疾病の成り立ちⅠ	2		
		◎疾病の成り立ちⅡ	1		
		◎疾病の成り立ちⅢ	2		
		◎病原微生物学	1		
免疫学		1			
◎薬理学	2				
◎放射線医学概論	1				
社会保障制度 健康支援と	環境論	1	必修5単位含む 7単位以上		
	◎生活と健康（共通）	1			
	◎社会福祉論（共通）	1			
	◎公衆衛生学	1			
	◎看護関係法規	1			
	◎看護政策論（共通） 医	1			
	療経済学 保健医療行政論（共通）	1			
免疫と統計 健康現象の	◎保健統計学（共通）	1	必修1単位含む 2単位以上		
	医療情報学（共通）	1			
	疫学（共通）	2			

		授業科目の名称	単位数	備考	
授業科目の概要	看護師教育課程	看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	基礎看護学（専門分野Ⅰ）	◎看護学概論Ⅰ（看護の基本的概念） 2 ◎看護学概論Ⅱ（看護・看護学の成り立ち） 1 ◎看護技術論 1 ◎基礎看護技術Ⅰ（活動・休息の援助技術） 1 ◎基礎看護技術Ⅱ（健康状態の観察技術） 1 ◎基礎看護技術Ⅲ（清潔・衣生活の援助技術） 1 ◎基礎看護技術Ⅳ（食事・排泄の援助技術） 1 ◎基礎看護技術Ⅴ（検査・治療における援助技術） 1 ◎看護方法演習 1 ◎基礎看護学実習Ⅰ 1 ◎基礎看護学実習Ⅱ 2	13 単位必修
			臨床看護学（専門分野Ⅱ）	◎成人看護学概論 2 ◎成人看護学方法論Ⅰ（慢性期の看護） 1 ◎成人看護学方法論Ⅱ（急性期の看護） 1 ◎成人看護学方法論Ⅲ（がん看護） 1 ◎成人看護学方法論Ⅳ（成人看護技術） 1 ◎老年看護学概論 2 ◎老年看護学活動論 2 ◎小児看護学概論 2 ◎小児看護学活動論 2 ◎母性看護学概論 2 ◎母性看護学活動論 2 ◎精神看護学概論 2 ◎精神看護学活動論 2 ◎成人看護学実習Ⅰ 3 ◎成人看護学実習Ⅱ 2 ◎成人看護学実習Ⅲ 1 ◎老年看護学実習Ⅰ 1 ◎老年看護学実習Ⅱ 3 ◎小児看護学実習 2 ◎母性看護学実習 2 ◎精神看護学実習 2	38 単位必修
			実践応用の看護学（統合分野）	◎在宅看護学概論 2 ◎在宅看護学活動論 2 公衆衛生看護学概論（共通） 2 学校看護論（共通） 産 1 業看護論（共通） 1 ◎看護のマネジメント 1 ◎家族看護学（共通） 1 ◎災害看護学 1 ◎国際看護論 2 ◎看護総合セミナー 1 ◎在宅看護学実習 2 ◎実践応用の看護学実習 2	必修 14 単位含む 15 単位以上

		授業科目の名称	単位数	備考		
授業科目の概要	看護師教育課程	基本的知識、技術、態度の修得 看護専門職者に必要な ケアの質向上のための看護学	◎感染看護学	1	必修9単位含む 13単位以上	
			◎看護過程論	1		
			パリアティブケア論	1		
			◎フィジカルアセスメント	1		
			救急看護論	1		
			◎リハビリテーション看護	1		
			生殖医療と看護	1		
			◎看護研究概論	2		
			◎看護研究セミナー	3		
			公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ（共通）	2		
			公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ（共通）	2		
			公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ（共通）	1		
			公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ（共通）	1		
			健康教育論Ⅰ（共通）	1		
	健康教育論Ⅱ（共通）	1				
	地域診断論Ⅰ（共通）	1				
	地域診断論Ⅱ（共通）	1				
	公衆衛生看護管理論（共通）	1				
	保健師教育課程	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学 概論 個人・家族・ 集団・組織 の支援	○公衆衛生看護学概論	2	保健師課程を選択 する者は、保健師教育 課程のすべての 科目を履修すること
				◎生活と健康	1	
◎家族看護学		1				
○学校看護論		1				
○産業看護論		1				
○公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ		2				
○公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ		2				
公衆衛生看護学 活動展開論		公衆衛生看護学	○公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ	1		
			○公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ	1		
			○健康教育論Ⅰ	1		
			○健康教育論Ⅱ	1		
			○地域診断論Ⅰ	1		
○地域診断論Ⅱ		1				
公衆衛生看護管理論		公衆衛生看護管理論	○公衆衛生看護管理論	1		
			疫学	2		
保健統計学		保健統計学	◎保健統計学	1		
	○医療情報学		1			
保健医療福祉行政論	保健医療福祉行政論	◎社会福祉論	1			
		○保健医療行政論	1			
		◎看護政策論	1			
臨地実習	○公衆衛生看護学実習	5				

別表第3 (第10条関係)

保健医療学部 臨床検査学科

◎印の科目は必修科目

卒業要件 128 単位

		授業科目の名称	単位数	備考
授業科目の概要	基礎科目	人文科学 倫理学 哲学 心理学 文学	2 2 2 2	2 単位以上
		社会科学 法学 社会学 社会福祉論 人間発達学	2 2 2 2	
		数学・自然科学 ◎人体の科学入門 ◎統計学 ◎数学 ◎物理学 ◎物理学実験 ◎化学Ⅰ ◎化学Ⅱ ◎化学実験 ◎生物学 ◎生物学実験	1 2 2 2 1 2 1 1 2 1	15 単位必修
		外国語 ◎英語Ⅰ ◎英語Ⅱ 英会話 医学英語 ドイツ語	1 1 1 1	
		体育 スポーツ科学	2	
	専門基礎科目	基本 医療の ◎医療の基本Ⅰ (コミュニケーション、患者-医療人関係) ◎医療の基本Ⅱ (医の倫理、診療の基本) ◎医療の基本Ⅲ (医療安全管理とチーム医療)	1 1 1	3 単位必修
		基礎医学系 ◎人体の構造と機能Ⅰ (解剖学・生理学) ◎人体の構造と機能ⅡA (生化学A) ◎人体の構造と機能ⅡB (生化学B) (演習) ◎人体の構造と機能Ⅰ (構造系実習) ◎人体の構造と機能Ⅰ (機能系実習) ◎人体の構造と機能Ⅱ (生化学実習) ◎病理学 ◎微生物学 血液学 ◎免疫学 ◎薬理学 ◎公衆衛生学 ◎公衆衛生学実習 疫学 保健医療福祉総論 医用工学概論 医用工学実習 ◎情報科学 ◎情報科学実習	4 2 1 1 1 1 2 2 2 2 2 1 2 2 2 1 2 2 1	
	専門科目	臨床医学系 ◎臨床医学各論Ⅰ (循環器、呼吸器、血液系) ◎臨床医学各論Ⅱ (消化器、内分泌・代謝系) ◎臨床医学各論Ⅲ (神経・運動器系、腎・尿路・生殖器系、免疫系) ◎臨床医学各論Ⅳ (皮膚・感覚器系、感染・中毒 その他)	2 2 2 2	8 単位必修

授業科目の名称			単位数	備考
授業科目の概要	専門科目	臨床病理学総論	2	
		病理組織細胞検査学	2	
		病理組織細胞検査学実習	1	
		病理細胞検査診断学	2	
		臨床血液学	2	
		臨床血液学実習	1	
		臨床検査総論	2	
		臨床検査総論実習	1	
		医動物学	2	
		医動物学実習	1	
		基礎臨床化学	2	
		基礎臨床化学実習	1	
		臨床化学	2	
		臨床化学実習	1	
		放射性同位元素検査学	2	
		臨床微生物学	2	
		臨床微生物学実習	1	
		臨床免疫学	2	
		臨床免疫学実習	1	
		輸血移植学	2	
		輸血移植学実習	1	
		遺伝子検査学	2	
		臨床生理学Ⅰ	2	
		臨床生理学Ⅱ	2	
	臨床生理学Ⅲ	2		
	臨床生理学Ⅰ実習	1		
	臨床生理学Ⅱ実習	1		
	臨床生理学Ⅲ実習	1		
	検査管理学	2		
	検査情報処理科学	2		
	検査機器総論	2		
	検体採取処理技術	2		
	臨地実習	7		
	検査学特論	3		
	社会医学系	環境保健学	2	
		産業保健学	2	
	保健社会学	2		
	衛生管理学	2		
総合科目	救急救命論	2		
	環境衛生工学	2		
	労働衛生法規Ⅰ（労働基準法・その他）	2		
	労働衛生法規Ⅱ（労働安全衛生法各論）	2		
	食品学	2		
	食品衛生学	2		
	栄養学	2		
	健康食品総論	1		
	薬事関係法規	1		
	原書講読	1		
	企業実習	1		
	卒業研究	4		

別表第3 (第10条関係)

保健医療学部 医用生体工学科

◎印の科目は必修科目 ○印の科目は選択必修科目

卒業要件 127 単位

		授業科目の名称	単位数	備考	
授業科目の概要	基礎科目	哲学	2	必修2単位含む 4単位以上	
		心理学	2		
		倫理学	2		
		社会学	2		
		法学	2		
		◎医療法規学概論	2		
		社会福祉論	2		
		スポーツ科学	2		
		◎英語 I	1		必修2単位含む 3単位以上
		英語 II	1		
英語 III	1				
英会話	1				
◎技術英語	1				
ドイツ語 I	1				
ドイツ語 II	1				
◎数学 I A (微分積分)	1	必修5単位含む 7単位以上			
数学 I B (微分積分)	1				
数学 I 演習	1				
◎数学 II A (ベクトル・線形代数)	1				
数学 II B (ベクトル・線形代数)	1				
数学 II 演習	1				
◎数学 III A (応用数学)	1				
数学 III B (応用数学)	1				
◎基礎統計学	2				
専門基礎科目	人体の構造と機能及び機能の		◎人体の構造と機能 I (生理学)	2	6単位必修
		◎人体の構造と機能 II (解剖学)	2		
		◎生物化学	2		
	臨床工学に必要な医学的基礎	◎医療の基本 I (医の倫理、診療の基本)	1	必修3単位含む 8単位以上	
		◎医療の基本 II (コミュニケーション、患者-医療人関係)	1		
		◎医療の基本 III (医療安全管理とチーム医療)	1		
		細胞生物学	1		
		病理学総論	1		
		公衆衛生学	2		
		薬理学	1		
麻酔学		1			
臨床工学に必要な工学的基礎	○電磁気学	2	必修4単位及び 選択必修6単位 含む16単位以上		
	○電気回路	2			
	○電子工学	2			
	通信工学概論	2			
	電磁気学演習	1			
	電気回路演習	1			
	電子工学演習	1			
	○力学	2			
	○機械工学	2			
	力学演習	1			
	機械工学演習	1			
	◎電気・電子実験	2			
	◎応用工学実験	2			

		授業科目の名称	単位数	備考			
授業科目の概要	専門基礎科目	医療臨床工学に必要となる情報技術の基礎	○情報と計算機 ○計算機アーキテクチャ デジタル信号処理 システム制御 ◎情報リテラシー実習 ◎プログラミング実習	2 2 1 1 1 2	必修3単位及び 選択必修2単位 含む7単位以上		
		医用生体工学	◎センサ・計測工学 ◎生体物性論 ◎医用材料学 医用音響工学 医用超音波工学	2 2 2 2 2		必修6単位含む 8単位以上	
		医用機器学	◎生体計測機器 ◎医用画像機器 ◎診断治療システム ◎生体情報モニタリング	2 2 2 2			
		生体機能代行技術学	◎臨床工学概論 ◎代謝機能代行機器 ◎循環機能代行機器 ◎呼吸機能代行機器 ◎機能的生体刺激論 ◎機能代行機器実習Ⅰ(血液浄化・代謝系) ◎機能代行機器実習Ⅱ(循環系) ◎機能代行機器実習Ⅱ(呼吸系)	2 2 2 2 2 1 1 1		13単位必修	
		全管理学 医用安全	◎医用機器安全管理学Ⅰ ◎医用機器安全管理学Ⅱ ◎医用機器安全管理学実習	2 2 1			5単位必修
		医学 関連臨床	◎ヒトの病気Ⅰ(呼吸器、血液、腎・尿路・生殖器系) ◎ヒトの病気Ⅱ(消化器、内分泌、代謝系) ◎ヒトの病気Ⅲ(循環器系、神経系、免疫系) ◎臨床実習	2 2 2 4			
	工学系分野	○医用情報処理工学 ○医用光学 ○臨床工学 ○生体組織工学 特別講義Ⅰ 特別講義Ⅱ	2 2 2 2 2 2	選択必修2単位 含む2単位以上			
	医学系分野	放射線医学概論 救急救命論 動物実験学 特別講義Ⅲ 特別講義Ⅳ	2 2 2 2 2		2単位以上		
	総合分野	◎生体工学総合演習Ⅰ ◎生体工学総合演習Ⅱ ◎生体工学総合演習Ⅲ ◎生体工学総合演習Ⅳ ◎生体工学実習	1 1 2 4 2	10単位必修			
	卒業論文	◎卒業論文	6		6単位必修		



別表第3 (第10条関係)

保健医療学部 理学療法学科

◎ 印の科目は必修科目

卒業要 129 単位

		授業科目の名称	単位数	備考
授業科目の概要	基礎分野	科学的思考の基礎 ◎物理学 ◎物理学実験 ◎化学 ◎細胞生物学 ◎統計学演習 ◎情報科学演習	2 1 2 2 1 1	必修 9 単位
		人間と生活 ◎心理学 ◎英語 I ◎英語 II ドイツ語 社会学 哲学 スポーツ科学	2 1 1 1 2 2 2	必修 4 単位含む 6 単位以上
	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 ◎人体の構造と機能 I 演習 (筋・骨格・神経系など) ◎人体の構造と機能 II 演習 (呼吸・循環系、消化系、腎・尿路系など) ◎人体の構造と機能実習 (構造系) ◎人体の構造と機能実習 (機能系) ◎基礎運動学 ◎応用運動学 ◎運動学実習 ◎人間発達学 ◎栄養学	3 2 2 1 2 2 1 2 2 1	必修 16 単位
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 ◎病理・微生物学演習 ◎臨床医学総論 ◎血液・腎泌尿器疾患 ◎呼吸器・循環器疾患 ◎消化器・内分泌疾患 ◎膠原病・感染症・感覚器疾患 ◎骨・関節疾患総論 ◎骨・関節疾患各論 ◎神経・筋疾患 I (症候とその病態生理) ◎神経・筋疾患 II (神経・筋疾患の診断と治療) ◎精神疾患 ◎精神保健学 ◎医療の基本 I (コミュニケーション、患者-医療人関係) ◎医療の基本 II (医の倫理、診療の基本) ◎医療の基本 III (医療安全管理とチーム医療) ◎臨床心理学演習	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1	必修 26 単位
	福祉とリハビリテーションの理念 ◎リハビリテーション医学 ◎公衆衛生学 ◎チーム医療学 (作業・言語・看護・関係法規)	2 2 2	必修 6 単位	

		授業科目の名称	単位数	備考	
授業科目の概要	専門分野	基礎理学療法	◎理学療法学概論 ◎理学療法体験実習 ◎基礎理学療法学演習 ◎理学療法研究法 ◎臨床運動学 ◎職業倫理職場管理学	1 2 2 1 2 1	必修 9 単位
		理学療法 評価学	◎理学療法学基礎実習 ◎機能・能力診断学基礎演習 ◎機能・能力診断学応用演習	1 2 2	必修 5 単位
		理学療法治療学	◎筋・骨格系理学療法学演習 ◎神経・筋系理学療法学演習 ◎中枢神経系理学療法学演習 ◎心肺系理学療法学演習 ◎物理療法学演習 ◎理学療法学総合演習 ◎日常生活活動学演習 ◎義肢装具学演習 ◎筋・骨格系徒手技術学演習 ◎中枢神経系徒手技術学演習 理学療法機器技術学 リハビリテーション工学 ◎運動療法学 代謝系理学療法学 スポーツ系理学療法学 保健科学統計学演習	2 2 2 2 2 1 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1	必修 20 単位を 含む 22 単位以上
		理学療法 地域	◎地域理学療法学 地理学療法学実習 ◎小児理学療法学 ◎高齢者理学療法学 ◎生活環境学	1 1 1 1 2	必修 5 単位を 含む 5 単位以上
		臨床 実習	◎機能・能力診断学臨床実習 ◎総合臨床実習Ⅰ ◎総合臨床実習Ⅱ	3 8 8	必修 19 単位
			◎卒業研究	6	必修 6 単位



